

港北区公告第 155号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月9日

横浜市港北区長 古石 正史

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	小岩井 悠斗 他 14 名 (別添の「【国保】10 月公示送達管理簿」のとおり)
送達する 書 類 名	令和 8 年度国民健康保険料額通知書 令和 7 年度国民健康保険料額通知書 令和 8 年度国民健康保険料額決定通知書 (令和 8 年度 9 月返戻分)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

155
示
令和8年10月9日
令和8年10月16日
分 管 課



令和8年度 10月期

令和8年度 国保保険料額通知書 公示送達

令和8年10月9日

[illegible]

令和8年度 10月期

令和7年度 国保保険料額通知書 公示送達

令和8年10月9日

[illegible]

令和8年度 10月期

令和8年度 国保保険料額決定通知書 公示
送達 令和8年10月9日

[illegible]